

◆ 第 2 部 ◆

出入国管理行政に係る主要な施策等

第1章 新たな技能実習制度の運用状況

平成28年11月18日、第192回国会において、技能実習法が成立し、同月28日に公布、翌29年11月1日に施行された。

技能実習法施行による新たな技能実習制度の運用状況は以下のとおりである。

第1節 制度の円滑な移行への対応

技能実習法附則第13条の規定により、平成30年1月31日までに在留期限が満了する技能実習生に係る在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請及び同日までに入国予定の技能実習生に係る在留資格認定証明書交付申請であって、法施行日（平成29年11月1日）前までに申請されたものについては、従前の例によることとする経過措置が設けられており、これら諸申請について適切な処分を行った。

また、技能実習法施行による新制度下における対応として、監理団体の許可申請については法施行日前である平成29年6月1日から、また、技能実習計画の認定申請については、同年7月3日からそれぞれ事前受付を行い、法施行後に順次、監理団体の許可及び技能実習計画の認定を行った。

第2節 制度の拡充状況

① 優良な監理団体等への実習期間の延長

新たな技能実習制度においては、優良な監理団体及び実習実施者の下で技能実習を行う場合に限り、第1号技能実習（1年間）、第2号技能実習（2年間）に続き、第3段階となる第3号技能実習（2年間）が可能となったところ、新制度開始以降、第2号技能実習修了後、一旦、本国に帰国していた元技能実習生が改めて第3号技能実習生として新規入国するなど、新たな制度の活用が進んでいる（図表4参照）。

② 対象職種の拡大

新制度の下、介護職種（介護作業）等、移行対象職種が随時追加されている（平成29年12月6日現在、77職種139作業）。また、企業単独型技能実習における社内検定を活用した企業独自の職種として、空港グランドハンドリング職種（航空機地上支援作業）が移行対象職種・作業として追加された。

第3節 技能実習の適正化及び技能実習生の保護に向けた新たな取組

① 事業協議会

事業所管大臣は、業種ごとの関係団体を構成員とし、問題事案の情報共有や自主基準の審査などを通じて、当該事業分野における技能実習の適正化につなげることを目的とする事業協議会を組織することができるとされているところ、農林水産省では平成29年12月13日に漁業技能実習事業協議会、30年6月5日に農業技能実習事業協議会を、国土交通省では同年2月19日に外国人技能実習制度自動車整備事業協議会、同年3月26日に建設分野技能実習に関する事業協議会を、経済産業省では同月23日に繊維産業技能実習事業協議会を、それぞれ設置・開催し、それぞれの事業分野の技能実習の適正化に向けた情報共有及び議論を行った。

② 地域協議会

技能実習生を受け入れている地域ごとに課題等が異なる中で、国や都道府県の機関、外国人技能実習機構等が相互の連携を図り、技能実習制度の適正化に向けた取組等について地域レベルで情報共有等を図るため、全国8ブロック単位（北海道、東北、関東、中部、関西、中国、四国及び九州）で地域協議会を開催することとされたところ、平成30年6月から7月にかけて、全ての地区においてそれぞれ第1回となる地域協議会が設置・開催され、各地域における技能実習の適正化に向けた取組についての情報共有及び議論が行われた。



地域協議会の風景

③ 二国間取決め (MOC)

送出機関の適正化を主眼とした送出国政府との間の二国間取決めについては、平成30年10月末現在、10か国（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー及びブータン）との間で作成を行った。また、法務省では同取決めに基づき、順次、厚生労働省、外務省及び外国人技能実習機構とともに、相手国政府との間の意見交換を実施し、更に相手国における制度説明セミナーに出席するなど、技能実習の制度趣旨の周知徹底や理解の醸成、送出機関の適正化のための要請等に努めている。



二国間取決めに基づく意見交換の風景

④ 技能実習生の保護

技能実習生の保護を図るため、法務省では、技能実習制度を共管する厚生労働省とともに外国人技能実習機構による技能実習生に対する保護対策を指導している。現在、外国人技能実習機構においては、主な技能実習生の母国語である中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語（フィリピン語）、英語、タイ語、カンボジア語及びミャンマー語による通報・相談窓口（電話、電子メール及び書信）の整備を行い、技能実習生からの各種相談対応を行っているほか、技能実習法第49条第1項に基づく技能実習生からの申告の受付を行うなどの技能実習生の保護に努めている。

また、受入企業の事業上の問題や人権侵害行為等の諸事情により、技能実習先において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更が可能であるところ、外国人技能実習機構においては、技能実習生からの相談対応や、監理団体向け実習先変更支援サイトの設立等による転籍先の紹介を実施しているほか、監理団体等が確保する宿泊施設に滞在することが困難となった技能実習生に対する一時宿泊施設の提供等、各種支援を実施している。

第2章 外国人材の受入れと出入国管理行政

第1節 高度外国人材の受入れの推進

① 高度外国人材に対するポイント制による優遇制度の概要

我が国は、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置（以下「高度人材ポイント制」という。）を平成24年5月から導入し、高度外国人材の受入れを促進している。高度人材ポイント制とは、我が国の経済成長等に貢献することが期待されている高度な能力や資質を持つ外国人を対象に、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つの活動類型を設定し、それぞれの活動の特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」といった項目ごとにポイントを設け、その合計が70点に達した外国人を「高度外国人材」と認定し、出入国管理上の優遇措置を講じるものである。

制度導入後、平成25年5月に第6次出入国管理政策懇談会から法務大臣に対し高度人材ポイント制の見直しが提言されるとともに、同年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」においても、同制度の見直しを行い、同年中に新たな制度を開始することとされた。これらを踏まえ、入国管理局は、平成25年12月17日、高度外国人材に係る認定要件及び優遇措置の見直しを目的として法務省告示を改正した（同月24日施行）。

高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れをより一層促進するために、それまで「特定活動」の在留資格を付与していた高度外国人材を対象として、新たな在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」が平成26年の入管法改正により新設された。

② 高度専門職1号及び2号

平成26年改正法によって新設された在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」は、いずれも、主体が「法務省令で定める基準に適合」する者に限られているところ、これを受けて「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」（平成26年法務省令第37号）を制定し、その要件を定めた。その要件は、「高度専門職1号」については、従前から「特定活動」の在留資格によって運用してきた高度人材ポイント制の要件をそのまま踏襲し、「学歴」、「職歴」、「年収」の項目ごとに定めたポイントの合計が70点以上であることを求めている。また、「高度専門職2号」については、「高度専門職1号」と同じくポイントの合計が70点以上であることを求めるほか、「高度専門職1号」の在留資格をもって我が国に3年以上在留してその活動を行っていたこと、素行が善良であること及び我が国の利益に合すると認められることという要件を定めている。

（1）高度専門職1号の優遇措置

- ア 在留期間「5年」の付与
- イ 複合的な在留活動の許容
- ウ 配偶者の就労^{（注1）}
- エ 一定の条件^{（注2）}の下での親の帯同
- オ 在留歴に係る永住許可要件の緩和

- カ 一定の条件^(注3)の下での家事使用人の帯同
- キ 入国・在留手続の優先処理

(2) 高度専門職2号の優遇措置

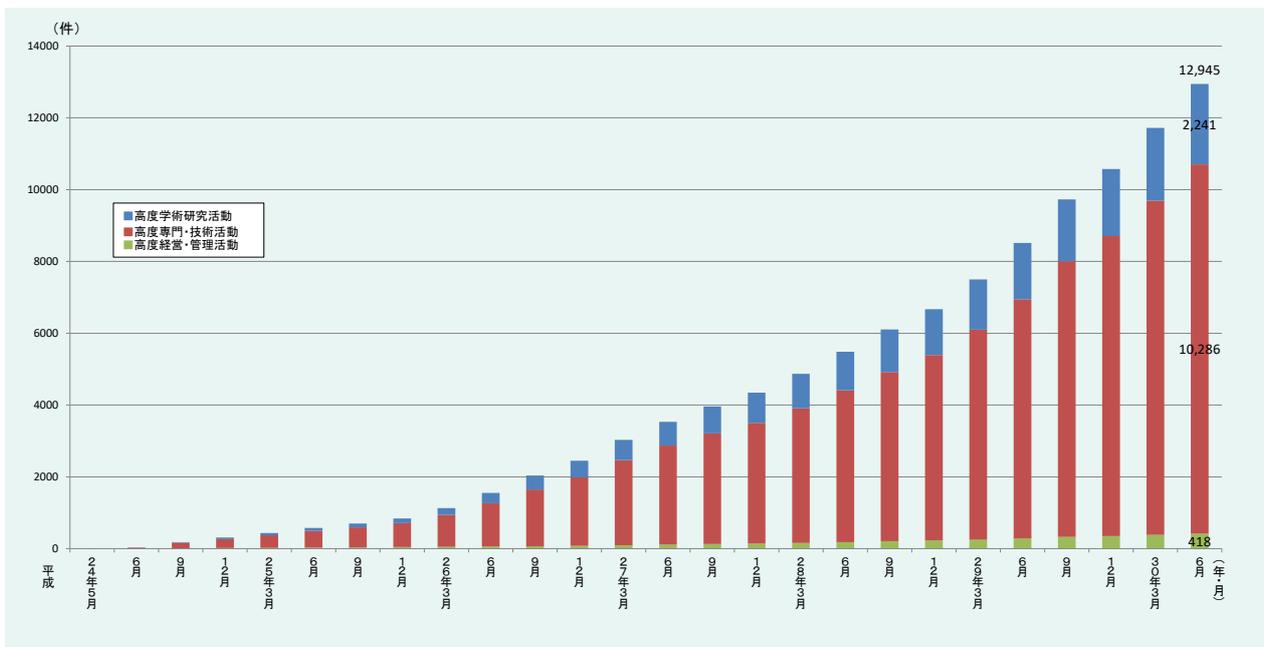
- ア 高度専門職1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる
- イ 在留期間が無期限となる
- ウ 前記(1)ウからカまでの優遇措置が受けられる

なお、「高度専門職2号」は、「永住者」と同じく、在留期間の制限がなく、また、上陸時に付与されることのない在留資格であるが、高度外国人材としての活動を行っていることが求められる点で何の活動制限もない「永住者」とは異なり、高度外国人材としての活動を継続して6か月間以上行わないで在留することが在留資格取消事由とされているほか、所属機関（勤務先等）を法務大臣に届け出る義務があるなど、「永住者」にはない制約が課されている。一方で、「高度専門職2号」については、一定の条件の下での親や家事使用人の帯同等、「永住者」には認められない出入国管理上の優遇措置が認められている。

③ 受入れの現状

平成24年5月の制度開始後、25年末までの累計認定件数は845件と低調であったが、同年12月の制度改正後は、新規認定件数は顕著に増加している。「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）においては、32年末までに1万人、34年末までに2万人の認定が目標とされているところ、制度開始から30年6月末までに、高度外国人材として1万2,945人を認定している（**図表71**）。

図表71 高度人材ポイント制の累計認定件数の推移



(注1) 在留資格「教育」、「技術・人文知識・国際業務」等に該当する活動の場合には、学歴又は職歴に関する一定の要件を満たさずとも高度外国人材の配偶者としての在留資格で就労可能。

(注2) 7歳未満の子を有する場合又は高度外国人材若しくはその配偶者が妊娠中の場合。

(注3) 13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有する場合。

4 広報活動

「高度人材ポイント制」をより多くの高度外国人材に利用してもらうためには、積極的な広報活動を行い、制度の周知を図ることが重要である。そのため、入国管理局は、以下のような広報活動を行った。

- ① 入国管理局ホームページ上に「高度人材ポイント制」の特設ページを設け、日本語及び英語で制度の内容について説明を行っている（日本語版：http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html、英語版：http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/en/index.html）。また、関係省庁ホームページ上に、当該特設ページのバナーを添付したほか、政府広報「インターネットテレビ」において、高度人材ポイント制について放映した。
- ② ポイント計算がひと目で分かるようなリーフレットを作成するとともに、関係省庁と連携し、高度外国人材の受け皿となる企業・大学等の各種会合に職員を派遣し、制度に関する説明を実施した。

入国管理局は、今後も関係省庁と連携し、制度に関する広報活動の充実に努めることとしている。

5 「日本版高度外国人材グリーンカード」の運用状況

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、「高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討」として、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設すること、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直し及び更なる周知を促進すること等とされた。

これを受け、関係省庁と検討した結果、高度外国人材の永住許可申請のために必要な継続した在留歴を従前の5年から3年（特に高度な能力を有する人材（ポイントの合計が80点以上）は1年）に短縮するとともに、ポイント加算項目の追加を行うこととし、平成29年4月から運用が開始されたところ、30年6月末までの「日本版高度外国人材グリーンカード」による永住許可件数は815件である。

第2節

国家戦略特区における外国人材の受入れ

1 創業人材

国家戦略特別区域において外国人起業家の受入れを促進することにより、当該区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）において、「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」が特例措置として規定された。

本事業は、国家戦略特別区域会議が本事業を区域計画に定め、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けたとき、国家戦略特別区域に係る地方公共団体が、在留資格「経営・管理」で入国しようとする外国人について創業事業計画の実現可能性を審査し、事業の安定性、継続性に係る一定の要件を満たしていることを確認した場合には、通常は上陸時に求められる在留資格「経営・管理」に係る要件を上陸後6月が経過するまでの間に満たせばよいこととして入国を認め、国家戦略特別区域内での創業活動を特例的に認めるものである。

平成30年7月現在、東京圏国家戦略特別区域（本事業実施区域：東京都全域）、福岡市・

北九州市国家戦略特別区域（同：福岡市全域及び北九州市全域），新潟市国家戦略特別区域（同：新潟市全域），広島県・今治市国家戦略特別区域（同：広島県全域及び今治市全域），仙台市国家戦略特別区域（同：仙台市全域）及び愛知県国家戦略特別区域（同：愛知県全域）において運用が開始されている。

② 家事支援人材

国家戦略特別区域において家事支援活動を行う外国人について、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）において、在留資格「特定活動」の告示に該当するものとみなす、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」が特例措置として規定された。

本事業は、国家戦略特別区域会議が本事業を区域計画に定め、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けたとき、本事業実施区域の自治体及び関係府省（内閣府、法務省、厚生労働省及び経済産業省）で構成される第三者管理協議会が適正な受入れの確保に関与する枠組み（特定機関の基準適合の確認、監査の実施等）の下で、特定機関との雇用契約を締結した外国人家事支援人材が、利用世帯において、炊事・洗濯・掃除・買い物等の家事一般に従事する特例である。

平成30年7月現在、東京圏国家戦略特別区域（本事業実施区域：東京都全域及び神奈川県全域），関西圏国家戦略特別区域（同：大阪市全域及び兵庫県全域）及び愛知県国家戦略特別区域（同：愛知県全域）において運用が開始されている。

③ 農業支援人材

農業分野における外国人材の活用を図ることにより、産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号）において、国家戦略特別区域において農業支援活動を行う外国人について、在留資格「特定活動」の告示に該当するとみなす、「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業」が特例措置として規定された（平成29年9月22日施行）。

本事業は、国家戦略特別区域会議が本事業を区域計画に定め、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けたとき、本事業実施区域の自治体及び関係府省（内閣府、法務省、厚生労働省及び農林水産省）で構成される適正受入管理協議会が適正な受入れの確保に関与する枠組み（特定機関の基準適合の確認、監査・巡回指導の実施等）の下で、特定機関との雇用契約を締結した外国人農業支援人材が、特定機関と労働者派遣契約を締結した派遣先である農業経営体等において、農業支援活動（生産、製造、加工等）に従事する特例である。

平成30年7月現在、関西圏国家戦略特別区域（本事業実施区域：京都府全域），新潟市国家戦略特別区域（同：新潟市全域），愛知県国家戦略特別区域（同：愛知県全域）及び沖縄県国家戦略特別区域（同：沖縄県全域）において運用が開始されている。

④ 海外需要開拓支援人材

クールジャパン・インバウンド対応等に係る専門性を有する外国人材の受入れニーズに機動的に対応し、外国人材の修得した専門的な知識・技能が企業等で最大限活用されるようにするため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号）において、「国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業」が特例措置として規定された（平成29年9月22日施行）。

本事業は、国家戦略特別区域会議が本事業の対象となる海外需要開拓支援等活動の内容を

区域計画に定めようとするとき、あらかじめ、関係府省庁に対して、海外需要開拓支援等活動について、在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」に該当するか否かを協議することとされている。

該当する場合、国家戦略特別区域会議は、現行の上陸許可基準において求められる学歴や実務経験と同等の知識・技能等の水準について、内外の資格・試験や受賞歴等によって代替することができることについて関係府省庁に協議することとなる。

協議の結果、上陸許可基準として妥当であるとされた場合は、国家戦略特別区域会議が本事業を区域計画に定め、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けたとき、上陸基準省令の特例として政令で定める海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準を上陸基準省令で定める規準とみなし、当該基準に該当する場合は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」により入国を認めるものである。

第3節 その他の措置

① 建設・造船分野における緊急的・時限的措置

復興事業の更なる加速化や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、建設分野における外国人材の活用に関する関係閣僚会議（平成26年4月4日）において、国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、当面の緊急措置として、特別な監理体制の下で、建設分野での技能実習を修了した外国人について、「特定活動」の在留資格により、原則として最大2年間（技能実習終了後、本国に1年以上帰国していた者は最大3年間）、我が国で建設業務に従事することを認めることとした。

これを受けて、平成26年8月に本措置の具体的な内容を定める「外国人建設就労者受入事業に関する告示」（国土交通省告示。以下「建設告示」という。）が公示され、27年1月から優良な監理団体等の認定事務を開始し、同年4月から本措置の対象となる外国人建設就労者の受入れを行っている。

また、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業についても、「「日本再興戦略」改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、建設業と同様の緊急かつ時限的措置を講じることとされたため、平成26年12月に本措置の具体的な内容を定める「外国人造船就労者受入事業に関する告示」（国土交通省告示。以下「造船告示」という。）が公示され、27年1月から優良な監理団体等の認定事務を開始し、同年4月から本措置の対象となる外国人造船就労者の受入れを行っている。

平成29年10月には、「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、「建設分野においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に万全を期すとの制度の趣旨に鑑み、施工体制の更なる充実のため運用を見直し、造船分野においても同様に運用を見直す」旨の記載がされたこと及び技能実習法が29年11月1日に施行され、第3号技能実習生の受入れが可能となることを受けて、建設告示及び造船告示が改正され、これらの受入事業に基づく受入期間が最長で平成34年度末まで延長されたほか、原則として第2号技能実習の修了後特定活動の開始前に1か月以上、第3号技能実習の修了後特定活動の開始前に1年以上（第2号技能実習の修了後第3号技能実習の開始前に1年以上の帰国期間を経ている場合には、1か月以上）の帰国期間が必要とされ、就労期間については、原則として最大2年間（第2号技能実習修了後、本国に1年以上帰国していた場合又は第3号技能実習を修了している場合には、最大3年間）となった。

② ファッションデザイン教育機関からの就労

クールジャパンに関わる外国人材の受入れを促進するため、平成30年3月から、留学生の受入れを認めているファッションデザイン教育機関（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第四において、設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関として告示されているファッションデザイン分野の民間教育機関をいう。）のうち、専門的な知識及び技術を修得することが可能と認められる専攻科を卒業した留学生については、本邦企業等への就職を目的とする在留資格変更許可の対象として取り扱うこととした。

③ 日系四世の更なる受入れ

日系四世については、定住者の在留資格をもって在留する日系三世の扶養を受ける未成年で未婚の実子に限り日本への入国・在留が認められていたところ、国会における審議を受け、平成29年2月に、安倍内閣総理大臣から金田法務大臣（当時）に、日系四世の更なる受入れについて検討するように指示があった。これを受け検討を行った結果、日系四世の若者を受け入れ、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と外国の日系社会との結び付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的とした制度を創設することとし、平成30年7月から施行された。

この制度では、ワーキングホリデー制度と同様の入国要件を基本的に課しつつ、本制度独自の要件として、一定の日本語要件を入国時及び在留期間更新時に求めるほか、日系四世に対し入国・在留に係る支援を行う「日系四世受入れサポーター」の確保を必須としている。本制度で受け入れられた日系四世は、最長で通算5年間、日本語を含む日本文化等を理解するための活動に従事するとともに、当該活動を行うために必要な資金を補うために必要な範囲内の報酬を受ける活動（風営法関係の業務に従事する活動は除く。）を行うことが可能となる。

④ 在留資格手続の円滑化・迅速化

平成29年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」において、在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤強化を図るとされ、平成30年度からオンライン化を含めた新しい在留資格手続を開始するべく、所要の準備を進めることとされた。

これを受け、近時、益々増加している在留外国人の在留資格手続について、情報の的確な収集及び活用により在留状況をしっかり把握できるように在留管理基盤を強化しつつ、オンライン化を含めた在留審査手続の大幅な円滑化及び迅速化を実現するため、信頼できる所属機関をオンライン申請の主体とすることを含め、具体的な制度設計を行っている。

⑤ 外国人起業家の受入れ

平成29年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」において起業家の更なる受入れの拡大が盛り込まれ、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、ベンチャー支援強化策として、外国人起業家の更なる受入れ拡大に向けて、起業に向けた準備のため最長1年間の在留期間を付与する等の入国管理制度上の措置を講ずるなど、起業活動を支援する「スタートアップ・プログラム（仮称）」を平成30年度中に開始することとされた。

これを受けて、国及び地方公共団体の適正な管理・支援の下、最長1年間の起業活動のための入国・在留を認める制度を構築することについて、関係省庁とともに検討を行っている。

第3章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施

観光立国の実現に貢献するため、我が国を訪れる大多数の問題のない外国人に対しては、円滑な入国審査の実施に努める一方で、安心して外国人と共生できる社会の実現のため、テロリストや不法就労等を企図する外国人に対しては、厳格な入国審査を実施し、その入国を確実に阻止する必要がある。平成29年の外国人入国者数は2,700万人に達しており、今後も引き続き増加していくことが見込まれる一方、世界各地でテロが発生し、日本人の拘束・殺害事件も生じる中、入国管理局においては、メリハリのきいた入国審査を実施することによって円滑化と厳格化という一見相反する目標を両立させるべく、取り組んでいる。

第1節 観光立国実現に向けた取組

① バイオカートの導入

入国審査待ち時間については、「観光ビジョン実現プログラム2017」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2017）（平成29年5月観光立国推進閣僚会議決定）において、前年度に引き続き平成29年度においても空港における入国審査待ち時間20分以内の目標を目指すとされているところ、審査待ち時間短縮のための新たな方策の1つとして、上陸審査待ち時間を活用して前倒しで個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得するための機器、通称「バイオカート」を、28年10月、特に審査待ち時間短縮効果が高いと思われる関西空港、高松空港及び那覇空港に導入した。

バイオカートは、従来、上陸審査ブースで入国審査官が上陸申請者から提供を受けていた個人識別情報を、審査機器とは別の専用機器を使って、上陸申請者が待っている間に前倒しで取得することにより、上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的とするものであり、平成29年4月から成田空港等12空港に、30年5月には、北九州空港及び大分空港にも導入し、円滑な審査の一層の推進を図っている。



バイオカート

② 自動化ゲート

(1) 自動化ゲートの利用促進

事前に利用希望者登録を行った日本人及び一定の要件（再入国許可を受けていること等）に該当する外国人については、自動化ゲートを利用することにより、一般の出入国審査ブースで入国審査官の審査を受けることなく出入国手続を受けることを可能とし、円滑かつ厳格な審査の一層の推進を図っている。自動化ゲートは、平成19年11月に成田空港に設置された後、21年9月には、中部空港及び関西空港、22年10月には、羽田空港にも設置されており、29年度末現在、全国に70台設置されている。

自動化ゲート利用希望者登録については、平成19年11月、東京入国管理局及び同局成田空港支局の2か所から開始し、21年9月には、名古屋入国管理局、同局中部空港支局、大阪

入国管理局及び同局関西空港支局，22年10月には，東京入国管理局羽田空港支局へと拡大した。

また，平成25年には自動化ゲートの利用希望者登録を促進するため，自動化ゲート利用希望者登録用機器を増設し，空港会社及び航空会社等の協力を得て空港施設内や機内誌に案内を掲載するとともに，都道府県旅券事務所等に赴いて「自動化ゲートモバイル出張登録」を行うなどし，自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努めている。



自動化ゲート



自動化ゲートモバイル出張登録風景

(2) トラストイド・トラベラー・プログラム

平成28年11月1日，自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を，在留資格「短期滞在」の活動を行おうとする者のうち，過去に一定回数以上の来日歴を有し，国内外の上場企業等に勤務する外国人ビジネスマンなど出入国管理上のリスクが低いと認められて登録された者にも拡大し，当該者の上陸許可証印を省略できるようにするとともに，同証印に代わる上陸許可の証明手段として特定登録者カードを交付するトラストイド・トラベラー・プログラムの運用が開始された。

また，日米間の出入国審査の迅速化に資するため，日米の入国管理当局間で具体的な運用を協議し，米国のグローバル・エントリー・プログラム（GEP）に登録していることを前提として，トラストイド・トラベラー・プログラムの利用希望者登録を申請する米国人について，要件の一部に適合することを要しないこととしている。



特定登録者カード表面

在留資格	Status	在留期間	許可年月日	在留期限	上陸港	
		Duration	Date of Permit	Until	Port of Landing	↑
短期滞在	Temporary Visitor	90days	01. APR. 2017	30. JUN. 2017	NARITA (1)	入国審査官
短期滞在	Temporary Visitor	90days	02. MAY. 2017	31. JUL. 2017	NARITA (2)	入国審査官
短期滞在	Temporary Visitor	90days	03. JUN. 2017	01. SEP. 2017	HANEDA	入国審査官

特定登録者カード裏面

(3) 日本人出帰国手続への顔認証技術の導入

観光立国の推進及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、更なる出入国審査の迅速化が求められていることから、顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続を合理化し、外国人の審査を充実させることにより、厳格な審査を維持しつつ、更なる円滑化を図ることとしている。

顔認証技術の活用に当たっては、平成26年に実証実験を行い、外部有識者からなる「出入国審査における顔認証技術評価委員会」において、技術的な観点から、「顔認証技術を日本人の出帰国審査に活用することについて十分可能性がある」と評価できる」との評価を受けて所要の検討を行い、28年度及び29年度の2か年で開発を行った上で、平成29年10月18日、羽田空港に顔認証ゲートを先行導入し、日本人の帰国手続において運用を開始した。また、平成30年中に、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港の上陸・出国各審査場に顔認証ゲートを順次、本格的に導入し、日本人の出帰国手続において運用している。



顔認証ゲート

(4) 外国人出国手続における自動化ゲートの利用拡大に向けた検討

「観光ビジョン実現プログラム2016」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016）（平成28年5月観光立国推進閣僚会議決定）においては、我が国の空港における出国手続に要する時間を短縮するため、外国人の出国手続において自動化ゲートの利用を拡大するとされている。これを踏まえ、平成28年度に外国人出国手続における自動化ゲートの利用拡大に係る調査研究業務を行うとともに、外国人の出国手続における自動化ゲートの利用対象者の範囲や、システム改修の必要な事項、出国審査場における自動化ゲートの配置方法等について検討を行った。これらの調査研究及び検討の結果を踏まえ、日本人の出帰国手続において運用している顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用することとし、所要の準備を行っている。

③ クルーズ船の乗客への対応

近年、我が国に寄港するクルーズ船の増加、大型化が顕著であるところ、クルーズ船を招致する自治体などから、寄港地での限られた停泊時間内に乗客が十分に観光等を行えるよう、到着後の手続の迅速化が求められており、入国管理局においては、平成24年6月から、大型クルーズ船に対する船上での審査準備に加え、寄港地上陸許可を活用した新たな審査方法の実施、システム改修を行った審査機器の利用及び全国規模での審査要員の応援などにより、厳格な審査を確保しつつ、迅速な審査を実施している。

また、平成27年1月1日から、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める船舶観光上陸許可制度の運用を開始しており、27年の船舶観光上陸許可数は約107万人、28年は約194万人、29年は約245万人と堅調に増加している。



クルーズ船審査風景

④ 審査待ち時間短縮のためのその他の取組

入国審査待ち時間短縮のためのその他の取組として、外国人が入国審査の際に入国審査官へ提出する外国人入国記録の簡素化（記載事項の一部の省略等）の実施（平成28年4月1日施行）及び縦型審査ブースの導入によるブースの増設等を実施している。



縦型審査ブース

⑤ 審査待ち時間の計測方法の見直しと審査待ち時間の公表

入国審査待ち時間の計測は各空港（ターミナル・審査場別）において、30分ごとに入国審査待ち列の最後尾の外国人旅行者に調査票を配布し、入国審査ブースに到達したときにその調査票を回収すること等により計測していた。この計測により一日の中で最大の審査待ち時間が発生した時間を当該空港における最長審査待ち時間とした上で、1か月の平均値を算出していたが、これまで最長入国審査待ち時間に関する積極的かつ定期的な公表は行っていなかった。

しかしながら、訪日外国人旅行者にとっては、入国審査待ち時間が我が国での滞在時間に影響を与えるため大きな関心事項であることなどを考慮し、平成29年1月から、入国管理局が保有する電子的データ等を活用した計測方法へ見直しを図ることとした。これにより、各空港（ターミナル・審査場別）ごとの「入国審査待ち時間20分以内の達成率」及び「最長入国審査待ち時間・発生時刻」を計測することが可能となり、日々の計測結果を月単位でとりまとめた上で、法務省ホームページに毎月1回公表することとした。

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html)

第2節 水際対策の強化

① 情報を活用した出入国審査

(1) 個人識別情報を活用した入国審査の実施

平成19年11月から、我が国に上陸しようとする外国人には、個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供が義務付けられている。これにより、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び入国管理局が保有する要注意人物リストとの照合をより正確かつ迅速に行うことが可能となったほか、過去に退去強制歴がありながら偽変造旅券や他人名義の旅券を利用して繰り返し不法入国しようとする者についても、入国管理局が保有する被退去強制者の指紋及び顔画像と照合することにより、確実に発見できるようになった。また、平成28年10月から、テロリスト等を上陸審査時に確実に発見するため、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。個人識別情報の活用による被退去命令者及び被退去強制者数は、入国審査における同情報の活用開始から平成29年12月末までの累計で約8,600人となっている。

他方、過去の退去強制歴が発覚するのを避けるため、自己の指紋を傷つけたり手術を受

けるなどして指紋を偽装し、又はこうした手口により偽造旅券を行使して不法入国したと見られる事案が発生している。そのような偽装指紋事案については、より適正に対応するため、機器の改修などにより偽装指紋の看破に努めているほか、入国管理局が退去強制手続を執るだけでなく、刑事処分を含め厳格に対処する必要があることから、警察等捜査機関へ告発・通報を行っている。



個人識別情報を活用した入国審査風景

(2) ICPO紛失・盗難旅券情報の活用

「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）において、テロの未然防止対策として、ICPO紛失・盗難旅券データベースを入国審査の際に活用するためのシステムを導入・運用することが決定され、平成21年8月から、ICPO紛失・盗難旅券データベース検索システムを活用した審査を実施している。

入国管理局においては、同データベースの活用によって、紛失・盗難旅券を悪用したテロリストや我が国での不法行為を企図する者等による不法入国事案の発見に努めている。

(3) API及びPNRを活用した出入国審査

入国管理局においては、平成19年2月以降、本邦に入る全ての船舶及び航空機の長に対しAPIの提出を義務付け、また、22年2月からは、輸出入・港湾関連情報処理センターが運用する輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）経由で、空港に乗り入れる航空機の事前旅客情報等を電子的に受信することを可能として、APISを運用している。平成29年6月からは、同情報の報告時期について、それまで原則「到着する90分前まで」とされていたものを、原則「本邦外の地域を出発した時から30分を経過する時まで」に改めたことにより、要注意人物の到着をより早期に把握することが可能となり、一層厳格かつ迅速な入国審査が実現している。

また、外国人入国者が大幅に増加する中、出入国管理上の要注意人物の入国を水際で確実に阻止するため、平成27年1月から航空会社に対してPNRの報告を求められることとなり、28年1月からは、NACCS経由でPNRの電子的な受領を開始し、入国審査に活用している。

② 情報収集・分析の強化

平成29年に入って、5月に英国・マンチェスター、6月に英国・ロンドン、8月にスペイン・バルセロナ、10月に米国・ニューヨークにおいて、多数の死傷者が出るテロ事件が続いている中、32（2020）年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、入国管理局には一層厳格な水際対策が求められている。

その一方で、観光立国推進に向けた各種取組が進められ、訪日外国人旅行者は引き続き増加傾向にあることから、テロの未然防止を含む厳格な入国管理と観光立国推進に向けた円滑な入国審査を高度な次元で両立させることが必要である。

そこで、平成27年10月、出入国管理における情報収集及び分析の中核組織として、法務省入国管理局に出入国管理インテリジェンス・センターを設置し、同センターにおいて、国内外の関係機関との情報共有を推進し、国際的なテロリスト等の情報等、各種情報を収集し、

A P I や P N R を含めた当局保有のその他情報と合わせて高度な分析を行い、その結果を空港等の地方入国管理官署で活用することにより円滑かつ厳格な水際対策を実施しているところである。

③ 空海港におけるパトロールの実施

我が国における主要空港内の直行通過区域（航空機を利用して入国する者が降機してから上陸審査場までの経路及び他の航空機に乗り換える者が搭乗までの間とどまることができる場所を合わせた国際空港内に設置される特別の区域）を悪用した第三国への不法入国事案が発生している。

そこで、成田空港等の直行通過区域を有する主要空港において、直行通過区域における入国警備官による組織的な巡回パトロール体制を強化し、不審者の監視や摘発を行っている。

また、個人識別情報を活用した上陸審査の導入以後、これを回避するため、過去に退去強制歴を有する者等が船舶を利用して不法入国するいわゆる密航事案の発生・増加が懸念されている。

それら不法入国者等の中にはテロリスト等がまぎれている可能性も否定できないことから、これらの事案に的確に対処するため、東京・名古屋・大阪・福岡の地方入国管理局に入国警備官で組織する機動班（北日本機動班，東京湾岸千葉機動班，東京湾岸横浜機動班，中日本機動班，神戸機動班及び西日本機動班）を設置し、水際対策を強化している。機動班は、関係機関との連携を強化しつつ、不法出入国事案に係る情報の収集・分析・共有を図り、合同による各種訓練等を行っているほか、それぞれの管轄区域の海港や沿岸地域におけるパトロール及び入港船舶に対するサーチ，不法出入国事案に係る容疑者，関連容疑者及びブローカー等に係る調査や摘発を推進している。



関係機関合同訓練風景



パトロール活動風景



臨船サーチ風景

コラム 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策の推進

平成29年12月に、内閣官房長官を本部長とする「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」において、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」が取りまとめられ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策に更に万全を期すため、政府が一丸となってテロ対策を強力に推進していくこととされた。

入国管理局としては、テロの未然防止等の水際対策と増加する観光客等に対する適切な入国審査の実施は、喫緊の重要課題であり、厳格な入国管理と円滑な入国審査を高度な次元で両立させるため、関係府省庁と連携しつつ、以下の取組を実施することとした。

【出入国管理体制の強化】

- 出入国管理における人的基盤の整備・強化のほか、物的基盤の整備・強化も引き続き推進

【水際情報の収集・分析の強化等】

- 個人情報の適切な保護・管理体制の下、旅客のPNRの電子的な取得の一層の促進
- 情報収集・分析の中核組織である「出入国管理インテリジェンス・センター」において、PNR等情報の高度な分析を行い、その結果を地方入国管理官署と速やかに共有し、入国審査等に活用するとともに、外国入国管理当局との情報連携を強化し、水際対策の厳格化を一層推進
- PNRを含む水際関連情報の積極的な活用に向けた国際的な協力を進めるため、関係省庁が連携し、二国間や国際的な枠組みでの働き掛けを実施

【先端技術等の活用と合同訓練等の実施】

- 個人識別情報（指紋及び顔写真）及びICPO紛失・盗難旅券データベースを活用するほか、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真を関係機関から収集したテロリスト等の顔画像と照合し、テロリスト等の入国を水際で確実に阻止
- 国際空港及び港湾において合同で訓練・保安設備の点検を実施するとともに、主要空港の入国動線及びトランジットエリア等におけるパトロールや船舶に対する合同立入検査等を推進

入国管理局においては上記の取組を推進するほか、顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続や外国人の出国手続を合理化し、より多くの入国審査官を外国人の入国審査に充て、入国審査体制の更なる強化を図ることとしている。

コラム 入管行政の最前線から (警備業務担当入国警備官の声) (福岡入国管理局那覇支局警備部門：磯浪 香)

尖閣諸島周辺海域においては、中国、台湾及び香港の活動家が尖閣諸島の領有権主張活動の一環として、船舶で同海域に向けて出港し、我が国の領海に侵入したり、尖閣諸島に不法上陸するなどの事件が過去に発生しています。

入国管理局では、関係機関と緊密に連携し、これら領有権主張活動家等への対応に当たっています。

私の所属する那覇支局警備部門では、違反調査活動の一環として、尖閣諸島周辺海域で警戒活動を行う海上保安庁の巡視船に入国警備官が乗船の上、これら活動家等の不法上陸等に対する警戒活動を行っています。

通常、入国警備官の業務は、入管法違反外国人の違反調査、収容及び送還業務が一般的ですが、このような離島警備担当業務は全国的に見ても特殊といえ、また、非常にやりがいのある仕事であり、誇りと使命を胸に業務に当たっています。

これ以外にも近年、我が国の外国人入国者数が急増しており、外国人による違反事件も増加傾向にあります。ここ沖縄県においても、外国人観光客自らが違法薬物を持ち込む事案や、観光関連産業における資格外活動等の違反事件も増加しており、これらの事案に対処するため、あらゆる分野についてアンテナを張り巡らして情報を収集し、スピード感をもって対応できるよう日々努力しています。



警備業務担当入国警備官

第4章 不法滞在・偽装滞在者への対策等

第1節 不法滞在者対策の実施

① 不法滞在者を減少させるためのこれまでの取組

平成16年から始まった「不法滞在者5年半減計画」に基づき、各地方入国管理官署において、厳格な上陸・在留審査や不法就労防止に関する積極的な広報活動、摘発方面隊（後記2（1）参照）等による摘発の強化や入管法第65条に基づく身柄引取りの運用拡大、出国命令制度による不法滞在者の出頭の促進等の各種施策を積極的に実施した結果、同計画開始当時、約25万人存在していた不法滞在者は、21年1月には約13万人まで減少し、ほぼその目標を達成した。

入国管理局では、その後も、「新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築」をうたう「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の下、不法滞在者の一層の縮減に努め、その結果、平成26年1月1日現在における不法残留者は、約5万9,000人にまで減少した。

しかし、平成27年1月1日現在の不法残留者は約6万人となり、22年ぶりに増加に転じ、更に28年1月1日現在は約6万3,000人、29年1月1日現在は約6万5,000人、30年1月1日現在には約6万6,000人と各年1月1日現在の数値としては4年連続で増加し、今後の動向について予断を許さない状況にある。

② 不法滞在者の更なる削減に向けた取組

不法滞在者の着実な減少は、上記のようなこれまでの取組の成果であると考えられる。しかしながら、今なお約6万6,000人の不法残留者が存在している。

政府を挙げての観光立国に向けた各種施策により、今後、更なる外国人入国者数の増加が見込まれ、これに応じて、不法残留者等も更に増加する可能性が大きいことなどから、これら不法滞在者の取締りのため相応の体制を維持しつつ、次の各取組を強化し、更なる不法滞在者の縮減に努めている。

（1）摘発の強化

入国管理局では、不法滞在者が多く存在している大都市圏を抱える地方入国管理官署に摘発業務を専従とする「摘発方面隊」を設置するなど、当局の摘発力を強化し、警察等関係機関との協力関係も強化して合同摘発を推進している。

また、不法滞在者の小口化・拡散化が顕著であることから、不法滞在者に係る各種情報の収集や分析等の充実に努めているほか、摘発対象に合わせて摘発に従事する入国警備官の編成を工夫するなど、効果的かつ効率的な摘発の推進に努めている。

（2）出頭申告しやすい環境の整備

入国管理局では、全国各地に存在する不法滞在者の自主的な出頭を促進するための対策として、出国命令制度を導入したほか、「在留特別許可に係るガイドライン」^{（注）}の改訂や事

（注）在留特別許可の透明性・公平性を更に向上させるため、入国管理局においては、「在留特別許可に係るガイドライン」を策定・公表している。同ガイドラインには、在留特別許可の許否判断に係る積極要素及び消極要素として考慮要素を詳細に記載しているほか、許否判断を行うに当たっての考え方を示している。（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan85.html）

例の公表、出頭申告を促進するための広報を行っている。

出国命令制度とは、出国するため自ら出頭申告したことなどの一定の要件を満たす不法残留者について、退去強制手続とは異なり、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度（後記資料編1第5節5参照）であり、平成29年中には4,423人が同制度に基づき出国命令書の交付を受けている。

他方、平成18年に策定・公表した「在留特別許可に係るガイドライン」について、その運用の透明性をより一層高めるため、21年7月にこれを改訂し、出頭申告した場合は在留の可否判断において積極要素として検討することとした。

これら出国命令制度、「在留特別許可に係るガイドライン」の改訂に関する積極的な広報による更なる周知にも努め、出頭申告しやすい環境を整備し、一層の自主的な出頭申告の促進を図っている^(注)。

第2節 偽装滞在者対策の実施

① 偽装滞在者等について

「偽装滞在者」とは、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に有する在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者のことであり、偽装滞在者対策は、不法滞在者対策とともに出入国管理行政上の重要な課題となっている。「偽装滞在者」は、表見上はあくまでも「正規滞在者」であることから、その実態を正確に把握することは困難であるが、実質的には不正な入国・在留を画策する者として、その増加が懸念されている。

在留資格制度を悪用する偽装滞在者の存在は決して看過することのできない我が国の出入国管理行政の根幹に関わるものであることから、入国管理局としては、綿密な調査によってこの種の事案の実態の解明に努め、退去強制事由に該当する者には退去強制手続を執り、在留資格の取消事由に該当する者には在留資格の取消手続を執るなど、厳格な対応に努めている。

また、最近では、偽変造在留カードを行使したり難民認定申請を悪用するなどの事案も相当数発生するなど、その手口は悪質・巧妙化していることから、警察等関係機関と緊密に連携し、悪質事案については積極的に刑事処分を求める等して、それらの者に対して厳格に対応するとともにこのような事案の実態解明に向けた取組の強化に努めている。

② 偽装滞在者等への取締りの実施

(1) 情報の収集・分析の強化

偽装滞在者対策を推進するためには、情報の収集・分析に基づく摘発等の効果的な取締りがより一層重要となってくる。

そのため、外国人や所属機関が届け出た情報について継続的かつ正確に把握し、一般の方

(注) 広報活動の例

- ① 毎年6月、「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を実施し、不法就労防止に係る広報を行っている。
- ② 法務省や入国管理局のホームページに「出頭申告のご案内」を掲載し、帰国を希望する者、日本での在留を希望する者のいずれに対しても、出頭申告することのメリット及び出頭後の手続を分かりやすく案内している。
(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan87.html)

から寄せられる多数の情報のほか、警察等関係機関との情報共有あるいは厚生労働省から提供される外国人雇用状況届出情報を活用し、平成27年10月に新たに設置された情報収集及び分析を専従して行う出入国管理インテリジェンス・センター等において情報の分析を強化することにより、効果的な偽装滞在者の発見、摘発等を行い、それらの者に対して厳格に対応している。

(2) 摘発の強化・法の積極的な適用による対応

偽装滞在者の縮減に努めるべく、調査の結果、我が国での活動内容に制限がある在留資格をもって在留する者が、付与された在留資格に属さない就労活動を専ら行っていることが判明した場合には、資格外活動違反者として退去強制手続を執っている。

また、退去強制事由に該当しない場合であっても、入国警備官と入国審査官が協働してその実態解明に努め、在留資格取消事由に該当することが判明した場合には在留資格の取消手続を執るなど、取締りの強化に努めている。

コラム 偽装滞在者の在留資格取消事例

平成29年1月1日から施行されている改正入管法により、それまでは入国審査官にしか権限のなかった在留資格取消処分に係る調査について、入国警備官も調査をすることが可能となったことから、更なる偽装滞在者対策の強化が求められている。

入国警備官の調査権限を最大限活用し、入国審査官とも連携の上、在留資格取消手続を執るなどして、以下のような集団偽装滞在事案を解明した。

～事例～

入国警備官が当局の保有する各種情報を分析したところ、多数のインド人やネパール人が集合住宅の一室を住居地としている不審な届出が存在することを把握し、更に各人の在留状況等についての調査を進めた結果、それらはインド人Xが経営するインド料理店（3店舗）のクックとして在籍し、在留資格「技能」を有する者とその家族として在留している者であることが判明した。

住居地に関する疑義に加え、3店舗に在籍するクックは30人を超えており、住居地や所属機関について虚偽の届出をしている集団偽装滞在事案の疑いが強く持たれたため、店舗の営業実態や在籍者らの在留状況など、在留資格取消事由に該当する疑いがあるものとして、入国審査官とも連携の上調査を進め、以下のとおり手続を執った。

- ・ 資格外活動違反の事実が認められた者に対する退去強制手続
- ・ 在留資格「技能」の活動を行っていない者や虚偽内容の申請書等を提出の上、在留期間更新許可等を受けた者に対する在留資格取消手続

また、3店舗の経営者であるインド人Xは、多数の外国人に不正に上陸許可等を受けさせる目的で虚偽内容の文書を準備していたことが判明したため退去強制手続を執った。

このような事案は、入国警備官が在留資格取消処分に係る調査が可能となったことから解明することができた事案であると言える。

③ 不法滞在や偽装滞在に關与するブローカー等への対応

入管法第24条の退去強制事由には、他の外国人に不正に在留の許可等を受けさせる目的で偽変造又は虚偽等の文書を作成・提供等した者、他の外国人に不法就労させた者、偽造の在留カードを行使の目的で所持したり、在留カードを偽造・提供等した者等が対象として規定されており、入国管理局では、警察等関係機関と緊密に連携しつつ、これらの規定を適用して不法滞在や偽装滞在に關与するブローカーを積極的に摘発するほか、不法就労助長事犯に關与する悪質な雇用主に対して厳格に対応している。

第3節 処遇の適正化に向けた取組

① 被收容者の処遇の一層の適正化に向けた取組

入国管理局では、平成22年9月の日本弁護士連合会との合意により、收容に關連する諸問題について、より望ましい方策等を実現するための協議を開始しており、今後も同連合会と継続的な協議を行うこととしている。既に、弁護士による被收容者の法律相談等の取組を同連合会とともに進めており、入国者收容所等の被收容者に關し、弁護士会による定期的な電話相談や出張による法律相談が実施されているところである。

また、退去強制令書が発付されているものの、病氣治療や訴訟の提起、旅券の取得が困難であるなど送還に支障のある事情を有するために送還の見込みが立たないような場合には、仮放免の積極的な活用により、收容の長期化をできるだけ回避するような取組を行っている。

さらに、各收容施設の実情を勘案しつつ、保安上の支障がない範囲内において開放処遇の時間を延長したり、戸外運動や入浴の時間を伸長するなどしているほか、東日本入国管理センターにおいては平成23年6月から、精神科医師を招いて定期的な診療を行うなど、被收容者の人権により一層配慮した処遇に努めている。

② 入国者收容所等視察委員会の活動等

入国者收容所等視察委員会は、警備処遇の透明性の確保や入国者收容所等の運営の改善向上を目的に設けられ、東京入国管理局及び大阪入国管理局の2か所に設置されている。各委員会は全国24か所（平成30年3月末現在）の入国者收容所等及び出国待機施設を分担して、施設の視察や被收容者等との面接、被收容者等が提案箱に投函した意見・提案の確認及び会議を実施し、これらを踏まえ、入国者收容所長又は地方入国管理局長（以下「所長等」という。）に意見を述べている。

平成29年4月から30年3月までの1年間においては、全国の対象施設で延べ17回の視察、207件の面接が行われ、所長等に対し50件の意見が述べられており、各委員会から提出された意見については、所長等が速やかに検討を行い、対応可能なものから措置を講じるよう努めている。

なお、委員については、人格識見が高く、かつ、入国者收容所等の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が非常勤職員として任命することとされており、具体的には、学識経験者、法曹関係者、医療関係者、NGO関係者、国際機関関係者及び地域住民代表などの幅広い分野の有識者の中から、委員会ごとに10人以内の委員が任命されている。

また、入管法の規定に基づき、同委員会が述べた意見及びこの意見を受けて所長等が講じた措置の内容等を取りまとめ、毎年、その概要を公表している。

第4節 被退去強制者の送還促進

① 送還忌避者の安全・確実な送還の実施

近時、退去強制令書が発付された被退去強制者で、本邦における就労等を理由に送還を忌避する者（送還忌避者）の増加が問題となっている。

入国管理局では、このような送還忌避者については、自らの意思で帰国するよう説得するとともに、それでもなお送還を忌避する者には、法の規定に基づき、最終的には護送官を付した上、定期就航便で送還するほか、より安全・確実な送還のためチャーター機を利用した集団送還を実施している。

また、送還を忌避する者の中には、帰国後の生活不安を理由にする者もいるところ、人道的配慮が必要と認められる者に対しては、IOM駐日事務所の協力を得て、自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施している。

② チャーター機を利用した集団送還の実施

送還忌避者に対しては、できるだけ自らの意思で帰国するよう再三にわたり説得に努めているところ、それでもなお送還を忌避する者については、法の規定に基づき、最終的には護送官を付した上、定期就航便を利用した送還を実施してきた。

しかしながら、定期就航便を利用した送還は、被送還者が機内で大声を出すなどの迷惑行為に及んだりした場合、機長の判断により搭乗を拒否されて送還が実施できない場合があるほか、仮に搭乗ができた場合にも、一般の旅客に迷惑を掛けるなど民間航空会社に多大な負担を掛ける実情があった。

そのため、平成25年から、機長から搭乗を拒否されることなく安全・確実に送還できるチャーター機による集団送還を実施しており、平成29年度末までに計7回（チャーター機運航先は5か国）、延べ295人を送還している。

③ IOM送還プログラムの利用促進

一方で、退去強制されることが決定した者の中には、帰国する意思はあるものの、帰国後の生活不安を主な理由として送還を忌避する者もいる。

これらの者のうち、人道的配慮が必要と認められる者に対しては、IOM駐日事務所の協力を得て、平成25年度から自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施している。本プログラムは、帰国後の職業紹介や医療機会の提供等の社会復帰支援を行うことにより、帰国後の不安を払拭し、被送還者の自主的な帰国を促すものである。

これまで、複数の家族や個人が本プログラムの適用を受けてアジアを始めアフリカや南米等に帰国しており、帰国後はそれぞれの現地のIOM事務所による生活・就労・就学支援等が行われている。

入国管理局では、引き続きIOMと協力して本プログラムを実施し、被送還者の自主的な帰国及び本国での社会復帰を促進することとしている。

コラム 入管行政の最前線から (送還業務担当入国警備官の声) (大阪入国管理局執行部門：岡田 幸大)

我が国は観光地として国際的に高く評価され、年々訪日外国人数が増加しています。悪質な外国人の入国及び不法な滞在を防ぎ、治安の良さを保つためには、日本国全体の奉仕者である我々公務員は更に努力しなければならないと考えています。

私は、入国警備官として、退去強制令書の発付を受けた外国人を送還する業務に従事しています。

具体的な業務は、対象の外国人に対して退去強制令書を提示し、本国等の送還先に退去しなければならないことを説明して、旅券や航空券等の準備を整えて空港まで護送し、航空機出発までの退去を確認する作業です。さらに詳しく言えば、有効な旅券がない者には、駐日大使館等と調整して臨時旅券発給を受け、また、航空券購入のための所持金が不足する場合や未回収の荷物について、その回収要望がなされた場合など、必要に応じて関係者に連絡するなどして早期送還に努めています。

他方、被退去強制者の中には、不当な理由を主張して送還を拒む者も多数存在します。そのような者には、面接を実施して送還に応じるよう粘り強く説得を行います。それでも送還を拒む場合には、送還先の国まで一般の航空機を利用して職員が護送し、現地の官憲に引き渡します。その場合、対象者に抵抗される可能性もあります。抵抗を受けた場合は、相手の身体の保護を最優先とした必要最小限の実力行使により、航空機の運航の妨げにならないように制圧行為を行います。日頃から武道を基本とした訓練で身体を鍛え、また、適正な手続のため法律や条約等の知識向上に努めており、安全かつ確実な送還を達成して、護送官としての責務を果たせるようにしています。

送還業務は、退去強制手続の最終段階における業務であり、退去強制令書が発付されても、その送還が実現しない限り、退去強制手続が完結しませんので最も重要な業務であるとも言えます。よって、その職責を自覚し、責任感と緊張感をもって適正・適切に業務を遂行していくよう、日々心がけています。



送還業務担当入国警備官

第5章 難民の適正かつ迅速な保護の推進

第1節 難民認定制度の見直し等

① 難民認定制度の運用の見直し

(1) 概要

難民認定制度については、近年の難民認定申請数の急増や、我が国での就労や定住を目的としていると思われる濫用・誤用的な申請の存在により、案件全体の審査期間が長期化し、真の難民を迅速に保護する上で支障が生じるなどの問題が生じていた。一方で、難民であるかどうかの認定判断の明確化などについても課題とされていた。

そこで、法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」及び「難民認定制度に関する専門部会」から平成26年12月に提出された報告書上の提言の趣旨を踏まえ、難民認定制度の運用を見直すこととし、27年9月15日、「難民認定制度の運用の見直しの概要」として公表した。

(2) 適正な制度運用

見直しの内容は、①保護対象、認定判断及び手続の明確化、②難民認定行政に係る体制・基盤の強化、③難民認定制度の濫用・誤用的な申請に対する適切な対応であり、これまでの主な取組は以下のとおり。

① 保護対象、認定判断及び手続の明確化

平成28年3月、27年における難民認定者数等に係る報道発表において、難民と認定した事例、難民と認定しなかった事例及び人道配慮により在留許可を行った事例を公表して、それぞれ判断のポイントを明示し、30年3月にも同様の取組を行った。

また、平成29年3月から、親を伴わない年少者、重度の身体的障がいや有する者、精神的障がいや有する者又は重篤な疾病を抱える者の難民認定手続において、インタビューの際に、医師、カウンセラー、弁護士等の立会いを認める取扱いを試行している。

② 難民認定行政に係る体制・基盤の強化

UNHCRの協力を得て管理者クラスを対象とした難民認定実務者研修を新たに実施したほか、これまで定期的に行っている難民認定申請者の出身国情報に関する研修、事例研究等の実務研修についても、内容の充実を図るなどして難民調査官等の育成・能力向上に取り組んでいる。

③ 難民認定制度の濫用・誤用的な申請に対する適切な対応

真の難民の迅速かつ確実な保護のため、難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない事情を主張する事案など難民認定制度の濫用・誤用的な申請については、本格的な調査に入る前の段階で振り分け、難民調査官による事情聴取等申請人が十分主張を行う機会を確保しつつ、迅速処理を行うとともに、難民認定申請者に対する就労及び在留の許可に関する取扱いを見直し、原則として、再申請者について個別に許否の判断を行うようにした^(注)。

(注) 難民認定申請を行った者が、難民認定申請中であることを理由に「特定活動」の在留資格に係る在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請を行った場合に、就労しなくても生計維持が可能と判断される者又は正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返す再申請者については、在留は許可するものの就労を許可しないこととした（就労制限）。

また、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を繰り返して主張する再申請者や、正当な理由なく前回と同様の主張を三回以上繰り返す多数回申請者については、在留を認めないこととした（在留制限）。

なお、平成27年9月から29年12月までの就労制限数は596人、在留制限数は693人となっている。

② 入管法施行規則の改正による制度の見直し

平成29年6月1日に入管法施行規則の一部を改正する省令を施行して、法務大臣のみに認められていた難民の認定に係る権限等を地方入国管理局長に委任したほか、再申請用の難民認定申請書の様式を新設して、容易に主張内容を把握し、案件の振り分けの効率化、就労を認めない措置（以下、「就労制限」という。）や在留を認めない措置（以下、「在留制限」という。）に係る判断を容易に行えることとし、案件処理過程の合理化を図った。

③ 難民認定制度の運用の更なる見直し

(1) 背景

平成27年9月に公表した「難民認定制度の運用の見直しの概要」に基づいて、同月以降、濫用・誤用的な難民認定申請については迅速に処理するとともに、我が国での就労等を目的として難民認定申請を繰り返すような申請者に対しては、申請の内容に応じて、就労制限や在留制限を執ってきた。これらの措置は、難民認定申請を繰り返す再申請者を対象とするものであり、再申請の抑制には一定程度の効果を発揮していたが、急増する難民認定申請者の大半を占める初回申請者を対象としたものではなかったため、初回申請者による濫用・誤用的な申請が急増して、真の難民の迅速な保護に支障を生じる事態となっていた。

そこで、平成30年1月15日から、難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者等真に庇護を必要とする外国人の更なる迅速な保護を図るとともに、難民とは認められない濫用・誤用的な申請を抑制し、難民認定制度の適正化を推進することにより、真の難民の迅速な保護に支障を生じさせないようにするため、(2)のとおり、正規滞在中に申請した者の在留資格「特定活動」に関する運用などについて、更なる見直しを行った。

(2) 概要

更なる見直しの内容については、以下のとおり。

① 振分け期間の新設

初回申請の受付け後に案件の内容を振り分ける期間（2月を超えない期間）を設け、その振分け結果を踏まえて、速やかに在留資格上の措置（在留許可、在留制限、就労許可、就労制限）を執ることとする。

② 難民該当性が高い申請者への更なる配慮

難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる申請者については、これまで難民認定申請から6月経過後に就労可能な「特定活動」（6月）を許可していたが、今般の更なる見直しにより、申請案件の振分け後、速やかに就労可能な「特定活動」（6月）を許可することとし、より迅速な保護を図る。

③ 濫用・誤用的な申請への更なる厳格な対応

ア 初回申請について

(ア) 難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を申し立てる申請者については、在留制限を執ることとする。

(イ) 在留制限をしない場合でも、失踪した技能実習生や退学した留学生等本来の在留資格に該当する活動を行わなくなった後に難民認定申請を行った申請者や、出国準備期間中に難民認定申請を行った申請者については、就労制限を執ることとする。また、この場合の在留期間は、従前の「6月」から「3月」に短縮する。

イ 再申請について

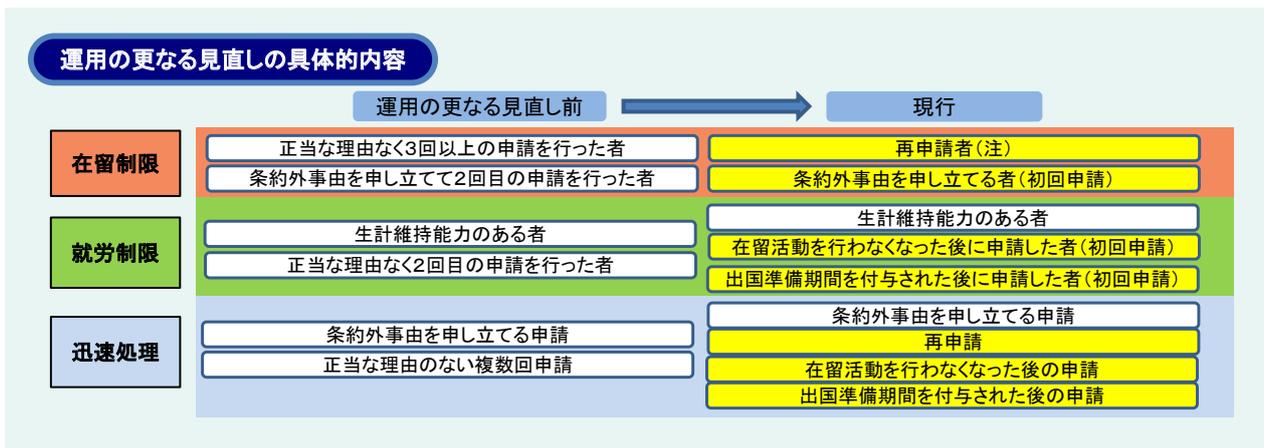
原則、在留制限を執ることとする。

ただし、再申請者であっても、難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる申請者については、上記②にある保護を図る。

ウ 迅速処理について

上記ア及びイの対象となる難民認定申請者の案件については、迅速な審査を行い、早期に処理することとする（図表72）。

図表72 難民認定制度の運用の更なる見直しの概要



(注) 難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる申請者を除く。

第2節

第三国定住による難民の受入れ

第三国定住とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させるものであり、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つと位置付けられている。

UNHCRは、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点から、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨している。

我が国においても、従来からインドシナ難民や難民条約上の難民と認定された者への定住支援策を講じてきたところであるが、アジア地域での難民に関する諸問題に対処するため、平成20年12月16日、第三国定住制度の導入に関する閣議了解（「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」）を行った。

この閣議了解及び「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の具体的な措置について」（平成20年12月19日難民対策連絡調整会議決定）の内容に従い、関係行政機関は、相互に協力し、平成22年度から、パイロットケースとして、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民を毎年約30人受け入れ、定住支援を実施した後、様々な角度から調査・検証等を行い、その結果を踏まえて、今後の受入れ体制等につき更なる検討を行うこととされた（対象キャンプ等はその後拡大）。平成22年度には第一陣として5家族27名が、23年度には4家族18名が、25年度には4家族18名が、26年度には5家族23名が来日した（24年度は3家族16名の来日が決定していたが、いずれも来日前に辞退した。）。

平成24年3月から25年12月まで、難民対策連絡調整会議の下で開催された「第三国定住に関する有識者会議」の結果を踏まえて、今後の方針について26年1月24日に閣議了解（「第三国定住による難民の受入れの実施について」）が行われ、平成27年度以降は、この閣議了解及び

「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定）の内容に従い、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象とすることとされ、27年度には6家族19名が、28年度には7家族18名が、29年度には8家族29名が来日した。

入国管理局は、主に受入れ難民の選考手続を担当し、現地に職員を派遣し面接調査を行うなどしているが、今後も、関係機関と協力して、引き続き第三国定住難民の円滑な受入れに努めていくこととしている。

第3節 民間支援団体との連携の推進

難民関連行政については、民間又は法律家の立場で難民保護を推進する者との協議を通じて具体的改善を見いだすことや、市民団体と連携及び協働することによって、より良い施策の実現に取り組んでいく必要があると考えられる。

そこで、入国管理局は、平成24年2月10日、難民認定手続を始め入国管理局が所掌する難民関係の行政に関する改善点を探る協議や、難民認定手続中等の者に対する難民支援団体による住居の提供等に関する情報交換等を行っていくこと等について、難民を支援する団体・NGOのネットワーク組織である特定非営利活動法人なんみんフォーラム及び日本弁護士連合会の三者間で合意し、覚書を締結した。

この覚書を踏まえての三者の協議により、平成24年4月から26年3月までの間、成田国際空港において難民該当性を主張する者のうち住居の確保が困難な者について、入国管理局からなんみんフォーラムに住居の確保を依頼し、受入れ可とされた者に対して、一時庇護のための上陸許可又は仮滞在許可をする「パイロットプロジェクト事業」を実施した。

その後、三者間の協議を経て、現在、同事業と同様の措置を成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港において実施しており、平成29年3月からは、これらの空港支局から東日本入国管理センター、東京入国管理局、名古屋入国管理局又は大阪入国管理局に移送され、移送先の官署で仮滞在許可又は仮放免許可に関する判断を行う場合も、同措置の対象としている。

第6章 国際社会及び国際情勢への対応

第1節 条約締結等への対応

① 各国とのEPA締結交渉への主な対応

EPAとは、締約国間における貿易の自由化・円滑化を促進し、関税やサービス貿易、投資、知的財産、人的交流等、各種経済分野の政策の調和や規制の緩和、協力等を目的とした協定であり、入国管理局は、これまでに、シンガポール（平成14年11月発効）、メキシコ（17年4月発効）、マレーシア（18年7月発効）、チリ（19年9月発効）、タイ（19年11月発効）、インドネシア（20年7月発効）、ブルネイ（20年7月発効）、フィリピン（20年12月発効）、スイス（21年9月発効）、ベトナム（21年10月発効）、インド（23年8月発効）、ペルー（24年3月発効）、オーストラリア（27年1月発効）、モンゴル（28年6月発効）等のEPA締結交渉に参加し、「人の移動分野」において対応を行ってきた。

平成30年4月1日現在、トルコとのEPAやRCEP等の締結交渉に参加している。

② EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ

二国間の経済活動の連携の強化の観点から、EPAに基づき、インドネシアからは平成20年度、フィリピンからは21年度、ベトナムからは26年度に、看護師や介護福祉士の国家資格取得を目指す看護師・介護福祉士候補者の受入れを開始した。平成29年度までのEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ人数は、インドネシアからは2,116人、フィリピンからは1,943人、ベトナムからは673人となっている。

③ 人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応

我が国が締結している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（国際人権A規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（国際人権B規約）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、「児童の権利に関する条約」（児童の権利条約）、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）及び「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」（拷問等禁止条約）の実施状況等に関する政府報告について、入国管理局では、出入国管理行政に関する観点から報告書の作成や政府報告の審査及びそのフォローアップに関わっている。

第2節 国際会議・国際交流

① 国際会議への対応

国際テロ対策や国際組織犯罪対策を検討する上級専門家会合「G7ローマ・リヨングループ」のサブグループの一つである移民専門家会合では、G7が協力して取り組むべき不法移民対策、偽変造文書対策等について議論が行われている。

平成29年4月及び10月にはイタリア、30年3月にはカナダにおいて同会合が開催され、入国管理局から職員が出席して各国の入国管理当局の担当者と情報・意見交換を行った。

また、入国管理局では、上記の国際会議以外にも、人身取引対策に関する政府協議調査団への参加により近年の人身取引対策への取組について情報交換するとともに、領事当局間協議等に出席して積極的に我が国の立場を説明し、各国との協力関係の構築に努めているほか、IATA・CAWG等、多国間での情報共有や意見交換を目的とした会合にも参加している。

② 国際交流

入国管理局では、諸外国の入国管理当局との様々なレベルでの意見交換や、諸外国の関係機関からの視察の受入れを行うなど、各国・地域と積極的に交流を図り、協力関係の強化に努めている。

韓国の入国管理当局との間では、出入国管理局長級会議を相互に開催し、また、台湾の間では、(公財)日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が相互に開催している出入国管理会合に参加し、相互の取組に係る情報共有や意見交換を行っている。また、オーストラリアの入国管理当局との間では、平成28年8月に、両当局間の協力関係強化等の枠組み構築に係る協力覚書を締結し、今後、テロの脅威や国境を越える犯罪等と戦うための国境管理や出入国手続の円滑化に関する情報の共有、両当局職員の専門能力開発等における協力を強化していくこととしている。

この他、平成29年度においては、米国、中国、ミャンマー等の関係機関が入国管理局を訪問し、意見交換を行ったほか、韓国、インドネシア、パラオ等の関係機関が地方入国管理局・空港支局の視察を行った。

第7章 広報活動と行政サービスの向上

第1節 広報活動の推進

出入国管理行政の円滑な遂行のためには、国内外への広報活動・啓発活動が果たす役割は大きいと認識しており、従来から積極的な広報活動等に努めている。主な広報活動としては、出入国管理行政の実情や新たな制度又は手続の変更等について情報提供を行うことが挙げられる。

出入国管理行政の実情については、出入国者数や在留外国人数、不法残留者数、難民認定申請者数等の出入国管理行政に関する統計を報道発表し、法務省ホームページにも掲載・案内している。また、在留特別許可の事例や在留審査及び難民認定審査の平均処理期間、空港における入国審査待ち時間といった情報も公表し、出入国管理行政の現況を広く理解していただけるよう努めている。

また、出入国管理制度や手続案内についても積極的に広報しており、顔認証ゲートの利用案内や、改正入管法、技能実習法等の法改正に伴った制度案内等について、法務省又は入国管理局ホームページに掲載したり、ポスターやリーフレットを配布するなどして、その周知を図っている。

さらに、外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、毎年6月、政府の「外国人労働者問題啓発月間」の一環として「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を実施しており、一般国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体、関係国政府等に、本問題に対する正しい理解を深めてもらい、その協力を得るよう努めている。おって、平成29年には、株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシーとのタイアップ企画として、自動化ゲート及び高度人材ポイント制に係る広報映像を制作したほか、関西空港関連施設において、上川法務大臣が「観光先進国に向けて～入国審査に期待すること～」をテーマとして「車座ふるさとトーク」を開催し、空港勤務されている方、大学や専門学校で観光を学んでいる方、観光ボランティアや自治体職員の方々と意見を交わすなど対外的な広報活動を積極的に実施した。



自動化ゲート利用促進のための広報風景



不法就労外国人対策キャンペーン風景



自動化ゲート



高度人材ポイント

株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシーとのタイアップ企画による広報映像



車座ふるさとトークの風景

第2節 行政サービスの向上

① 外国人への案内サービス

我が国と本国との生活様式・風俗習慣・言語などが異なっていることから、入国・在留手続やその他日本の法律、社会制度などに不案内な外国人も少なくなく、そのような場合の相談及び情報の提供のため、「外国人在留総合インフォメーションセンター」を開設し、外国人及び本邦の関係者に対して、入国関係諸手続、在留関係諸手続や各種書類の記載要領等の案内を行っている。

このインフォメーションセンターは、仙台入国管理局、東京入国管理局、同局横浜支局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局、同局神戸支局、広島入国管理局及び福岡入国管理局に設置され、英語のほか韓国語、中国語、スペイン語等様々な言語で、相談に応じている。また、札幌入国管理局、高松入国管理局及び福岡入国管理局那覇支局には相談員を配置し、インフォメーションセンターと同様のサービスを提供している。

加えて、定住外国人が集住する地域の地方公共団体等と連携して、入国・在留手続等の行政手続のほか生活に関する相談や情報提供を行うワンストップ型の相談センターを、平成21年4月に静岡県浜松市、同年8月に埼玉県さいたま市、同年11月に東京都新宿区にそれぞれ開設し、運営している。



外国人留総合インフォメーションセンター



ワンストップ型相談センター

② 入国管理局ホームページ

入国管理局では、平成14年3月、ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/>) を開設し、入国・在留手続等のQ & Aや、地方入国管理官署の所在地、連絡先、窓口開設時間等の情報提供を行ってきたところ、28年1月にはホームページを刷新し、サイト内検索機能や文字サイズ変更機能を新たに実装したほか、スマートフォン向けサイトを展開するなど、ユーザビリティ及びアクセシビリティの向上を図り、国内外に対する情報発信力を強化した。

また、外国人への情報提供の充実を図るため、平成17年度以降、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語及びスペイン語への翻訳に取り組んでおり、その内容を段階的に充実させることにより、外国人にとっても利便性の高いものとなるよう配慮している。



入国管理局ホームページ

③ 入国管理局公式ツイッター

入国管理局では、広報活動の一層の充実を図るため、法務省入国管理局及び地方入国管理官署ごとにそれぞれツイッターアカウントを取得し、平成28年3月から運用している。

法務省入国管理局公式ツイッターでは、ホームページの更新情報や新たな制度案内等を中心に発信しているところ、地方入国管理官署の公式ツイッターでは、在留審査窓口への来庁者があらかじめ待ち時間の目安が分かるよう、待ち時間情報をリアルタイムに発信しているほか、空港内等で行われる各種イベントやキャンペーンの告知等も行っている。

○入国管理局公式ツイッターアカウント一覧

運用主体	アカウント名
法務省入国管理局	MOJ_IMMI
札幌入国管理局	IMMI_SAPPORO
仙台入国管理局	IMMI_SENDAI
東京入国管理局	IMMI_TOKYO
東京入国管理局 成田空港支局	IMMI_NARITA
東京入国管理局 羽田空港支局	IMMI_HANEDA
東京入国管理局 横浜支局	IMMI_YOKOHAMA
名古屋入国管理局	IMMI_NAGOYA
名古屋入国管理局 中部空港支局	IMMI_CHUBU
大阪入国管理局	IMMI_OSAKA
大阪入国管理局 関西空港支局	IMMI_KANSAI
大阪入国管理局 神戸支局	IMMI_KOBE
広島入国管理局	IMMI_HIROSHIMA
高松入国管理局	IMMI_TAKAMATSU
福岡入国管理局	IMMI_FUKUOKA
福岡入国管理局 那覇支局	IMMI_NAHA
東日本入国管理センター	IMMI_HIGASHI
大村入国管理センター	IMMI_OMURA

The screenshot shows the official website of the Immigration Bureau of Japan. At the top, there is a navigation bar with '日本語' and 'English' options, and a search bar. Below the navigation bar, there are several menu items: '組織・機構', '各種手続案内', '関係法令', '入管政策・白書', '統計', and 'インフォメーション'. The main content area is titled '入国管理局公式Twitterについて' and contains a table listing the official Twitter accounts.

運用主体	アカウント名	Twitterリンク
法務省入国管理局	MOJ_IMMI	 法務省入国管理局 (@MOJ_IMMI)
札幌入国管理局	IMMI_SAPPORO	 札幌入国管理局 (@IMMI_SAPPORO)
仙台入国管理局	IMMI_SENDAI	 仙台入国管理局 (@IMMI_SENDAI)
東京入国管理局	IMMI_TOKYO	 東京入国管理局 (@IMMI_TOKYO)
東京入国管理局 成田空港支局	IMMI_NARITA	 東京入国管理局 成田空港支局

入国管理局公式ツイッター

コラム 地方入国管理局における広報活動（広報活動業務担当職員の声） （東京入国管理局成田空港支局総務課：伊藤 理士）



広報活動業務担当職員

私は総務課渉外担当として、成田空港支局における広報活動業務に携わっています。具体的には、当支局見学者への対応、当支局に係る情報の発信、CS（「Customer Satisfaction」の略、顧客満足度）向上活動等があげられます。

入管では、毎年6月に不法就労外国人対策キャンペーンが開催されていますが、当支局においては空港内出国ロビーにおいてリーフレットの配布等を行うとともに、東京入管のマスコットキャラクター「とりぶ」も動員

し、活気あるキャンペーンになるよう工夫を凝らしています。

また、入管のみならず他機関を含め成田空港一体となって広報活動を行うこともあります。例えば、近年では成田国際空港株式会社主催の小学生を対象にした「ワンデイサマースクール」が毎年夏に開催されており、当支局も協力しています。平成29年の当支局担当部分では、入管の業務に興味をもってもらえるよう英語での入国審査を模擬体験してもらいました。

他にも当支局では、SNSの「ツイッター」を利用して情報発信を行っています。上記のような催し物の紹介や審査場における注意事項等をお知らせし、出入国管理行政について広く国民の理解と支持が得られるよう努めています。

CS（顧客満足度）は聞き慣れない言葉かもしれませんが、入国審査官の対応如何によって訪日外国人の日本に対する印象が変化するといっても過言ではありません。本邦に入国させてはいけない外国人に対して厳格な審査を行うことが前提ではありますが、丁寧な接遇を行えばCSが高まり日本のイメージ向上に一役買うことができると考えています。

当支局では、各審査部門にCS担当者を配置し、好事例の選出や苦情案件の事例研究を毎月行っています。また、職員に成田国際空港株式会社主催の接遇セミナーへの参加を促し、接遇について学習する機会の提供も行っています。

第8章 外国人との共生社会実現のための施策

第1節 外国人集住都市会議への参加

外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政及び地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に関する施策や活動状況に関する情報交換を行う中で、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的としており、同会議は平成13年5月から開催され、入国管理局からも積極的に職員が参加している。

平成29年11月に開催された「外国人集住都市会議津会議2017」では、関係省庁とともに入国管理局からも職員が参加し、「外国人住民の自立と共生社会の実現に向けて」及び「外国人の人材育成と地域経済の活性化に向けて」をテーマに、集住都市会議との意見交換を行った。

第2節 政府全体の取組への参画

平成21年3月から、厳しい雇用情勢の下で困難な状況に置かれている日系定住外国人への支援を検討するなど、日系定住外国人に関する施策について政府全体としての取組を推進するため、内閣府特命大臣を議長とする「日系定住外国人施策推進会議」が定期的で開催されており、入国管理局も検討に参加している。平成26年3月には、日系定住外国人に対する政府の施策について記載した「日系定住外国人施策の推進について」が取りまとめられた。当該施策は必要に応じて、開始後3年を目処に見直すこととされている。

なお、日系定住外国人推進会議は、外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題を検討するために昭和63年に設置された「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」と合同で開催されることが多くなっており、入国管理局は同連絡会議にも参加している。

